

独立行政法人家畜改良センターの
平成 27 年度に係る業務の実績に関する評価書

農林水産省

独立行政法人家畜改良センターの平成 27 年度に係る業務実績に関する評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人家畜改良センター	
評価対象事業	年度評価	平成 27 年度（第 3 期）
年度	中期目標期間	平成 23～27 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	生産局畜産部	担当課、責任者	畜産振興課長 藁田 純
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 倉重 泰彦

3. 評価の実施に関する事項
<p>・評価を実施するに当たって、平成 28 年 7 月 1 日（金）に農林水産省独立行政法人評価有識者会議家畜改良センター部会を開催し、同部会に所属する 4 名の外部有識者委員の意見を聴取した。</p> <p>・同部会の開催に併せ、理事長、監事、常勤理事及び幹部職員の出席を求め、平成 27 年度の業務実績の内容、計画（目標）の達成状況と自己評価の内容等についてヒアリングを実施した。</p>

4. その他評価に関する重要事項
<p>・特になし。</p>

独立行政法人家畜改良センターの平成 27 年度に係る業務の実績に関する評価の総合評定

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画等における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		A	A	A	B
評定に至った理由	<p>1 項目別評価について</p> <p>(1) 家畜改良センター（以下「センター」という。）業務実績の評価項目は、各業務の内容と中期計画における位置づけに基づき、微項目、細項目、小項目、中項目、大項目の順で設定されており、その設定と評定結果の分布状況は別紙のとおりである</p> <p>(2) なお、大項目や中項目など基本的に下位の評価項目が設定されている評価項目については、参考資料として添付した独立行政法人家畜改良センターの業務実績の評定方法（平成 27 年 6 月 10 日、27 生畜第 381 号、以下「評定方法」という。）に基づき、原則として下位の評価項目の評定結果を積み上げて評定を行うこととしている。</p> <p>2 総合評定について</p> <p>(1) センターの総合評価は、評定方法に基づき評価対象とした大項目の評定結果を S：4 点、A：3 点、B：2 点、C：1 点、D：0 の区分により点数化した上で算出する「総合評定の基礎」を基本に行うこととしている。</p> <p>(2) 平成 26 年度の業務実績の総合評定については、以下の点を踏まえ「B」評定とした。</p> <p>① 評定方法に基づき算出した総合評定の基礎が下記のとおり、B 評定の判定基準内（満点×8／10 ≤ 合計点 < 12／10）となったこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満点・・・・・・・・10点（評価対象とした大項目 5×2点） ・合計点・・・・・・・・10点（別記参照） ・合計点／満点・・・・10／10 <p><別記：各大項目の評定結果と合計点></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置・・・・・・・・・・ 2点(B評定) ◎ 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置・・・・ 2点(B評定) ◎ 予算、収支計画及び資金計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2点(B評定) ◎ 重要な財産処分に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2点(B評定) ◎ その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 2点(B評定) <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">合 計 点 10点</p> <p>② 全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項として、新冠牧場におけるヨーネ病の発生、奥羽牧場配布の日本短角種（肉用牛）精液における黒毛和種（肉用牛）精液の混入が確認されたものの、「2. 法人全体に対する評価における法人全体の評価」に示すとおり、全体の評価を見直すまでには至らないと判断した。</p> <p>※：平成 25 年度までの評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A 評定が標準。平成 26 年度以降の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B 評定が標準。</p>				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>1 全体の評価について</p> <p>(1) 評価の対象とした 215 個の評価項目のうち 208 個の項目が B 評定以上と判定され、法人としては、中期計画や年度計画で定めた業務目標を達成していると認められる。特に、家畜改良では、肉用鶏の増体性の改良において目標を大きく上回る成果が得られており評価できる。また、飼料作物の種子生産において、生産量の改善手法をマニュアル化した取組は評価できる。</p>

	<p>(2) 一方で、特に考慮すべき事項とした「新冠牧場におけるヨーネ病の発生」及び「奥羽牧場配布の日本短角種精液における黒毛和種精液の混入」については、関連の評価項目をC評価としたが、以下に示すとおり、法人全体の評価を見直すまでには至らないと判断した。</p> <p>① 新冠牧場におけるヨーネ病の発生 新冠牧場においてヨーネ病の発生が確認されたことは残念であるものの、北海道でヨーネ病がまん延していることを踏まえれば、発生後速やかに、まん延防止策が講じられ発生を限定的にとどめることが出来たことは評価でき、センター全体の評価に影響を与えるものでないと判断した。</p> <p>② 奥羽牧場配布の日本短角種精液における黒毛和種精液の混入 日本短角種の家畜人工授精用精液への他の種畜の精液混入は、家畜改良業務の根幹にかかわる問題であり、このような事案が発生したことは残念である。しかしながら、精液混入判明後速やかに、すべての日本短角種精液の配布を中止し、当該精液の回収を行うとともに、他品種も含めた家畜人工授精用精液の製造に係る工程管理の厳格化等を始めとする再発防止策を取りまとめたこと、本件以外に種畜や飼料作物種子の配布について同様の事例は確認されていないこと等から、センター全体の評価に影響を与えるものではないと判断した。</p> <p>2 重要な項目別評価について (1) 防疫措置の徹底に関連する6個の評価項目（小項目2、細項目3、微項目1、詳細は別紙参照）については、法人の自己評価と同じく「C」評価とした。 (2) 日本短角種の育種改良素材の生産・供給に関連する1個の評価項目（細項目1、詳細は別紙参照）については、法人の自己評価では「B」評価としていたが、黒毛和種精液が混入した家畜人工授精用精液を配布した事案を踏まえ「C」評価とした。</p>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	<p>1 新冠牧場におけるヨーネ病の発生 平成28年2月5日、新冠牧場第1農場の乳用雌牛1頭についてヨーネ病の発生が確認され、速やかに隔離・殺処分。家畜保健衛生所から、第1発生農場は「発生農場」に指定される。平成28年5月12日、新冠牧場第1農場の乳用雌牛1頭についてヨーネ病の発生が確認され、速やかに隔離・殺処分。</p> <p>2 奥羽牧場配布の日本短角種精液に黒毛和種精液が混入していた事案 平成24年8月から平成27年4月の間に奥羽牧場が配布した日本短角種「道逢6」の精液（平成21年5月22日に採精）により、体毛の黒い子牛が生産された事例を確認。親子鑑定の結果、同日に採精された同牧場飼養の黒毛和種が父であることが判明。</p>

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病の発生を教訓にして、センター全体における防疫体制のより一層の強化を図ることが必要。 ・日本短角種の事案については、再発防止策が策定されているところであるが、二度とこのような事案を起こさぬよう、今後の確実な取組を通じて、他品種も含めた家畜人工授精用精液の製造に係る工程管理の厳格化や、ミス発生を自ら点検・摘発する手法の強化を図ることが必要。
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	○平成27年事業年度に関する監査報告 試験研究用物品等の契約に係る不適正経理処理について、外部委員による内部統制監視委員会の審議を受けて調査を実施し、平成27年12月22日に最終報告を公表した。調査結果を踏まえ、関係規定等の所要の改正や職場内研修を行うなど再発防止の徹底を図っている。
その他特記事項	○有識者会議における主要意見 <ul style="list-style-type: none"> ・十分な衛生対策を実施していても、北海道内での発生状況を踏まえれば、ヨーネ病の侵入を完全阻止することは難しい。初乳の加熱処理時間を延長する等の衛生管理の強化については、未発生牧場であっても出来ることはやるべき。 ・家畜伝染性疾患の患畜を摘発し、速やかに淘汰するなどのまん延防止措置が行われ、外部に拡大させなかったことは評価に値する。 ・日本短角種精液への黒毛和種精液の混入については、家畜改良事業の根幹にかかわる問題なので、今後、他品種も含め、同様の事案が発生しないよう、家畜人工授精用精液の製造に係る工程管理を厳格化し、ミス発生を自ら点検・摘発する取組の強化が必要。 ・不適正な会計経理事案については、金額の多寡にかかわらず、重く受け止めるべきである。再発防止策を早急に取りまとめたことは評価できる。

(独) 家畜改良センターの平成27年度に係る業務実績に関する項目別評価の分布

○/○の数字は、「下位の評価項目の評定結果を積上げた点数/独立行政法人家畜改良センターの業務実績の評定方法上の満点

項目名	大 (◎)	中 (○)	小 (◇)	細 (□)	微 (△)	備考
◎ 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	B					
○ 1 業務対象の重点化	6/6	B				
◇ (1) 家畜の改良増殖業務の重点化		4/4	B			
□ ア 種畜供給の重点化			6/6	B		
△ (ア) 乳用牛				8/8	B	
△ (イ) 肉用牛					B	
△ (ウ) 鶏					B	
△ (エ) 馬、めん羊及び山羊					B	
□ イ 高度技術等の活用による家畜改良の実施				B		
□ ウ 多様な家畜改良等の推進				B		
◇ (2) 飼料作物種苗の増殖業務			B			
□ ア 飼料作物種苗の増殖業務			4/4	B		
□ イ 役割分担の明確化				B		
○ 2 業務運営の効率化及び組織体制の合理化	B					
◇ (1) 業務運営の効率化		9/10	B			
□ ア 家畜等の遺伝資源の活用			9/10	C		
△ (ア) 家畜遺伝資源の活用				3/4	C	
△ (イ) 飼料作物種苗遺伝資源の保存					B	
□ イ 人材の活用				B		
△ (ア) 人事配置				6/6	B	
△ (イ) 組織の合理化・業務遂行の効率化					B	
△ (ウ) 人材の育成					B	
□ ウ 土地・建物等の有効活用				B		
□ エ 業務の進行管理				B		
□ オ 業務の重複の防止				B		
△ (ア) 家畜改良増殖業務の重点化				6/6	B	
△ (イ) 飼料作物種苗増殖業務の重点化					B	
△ (ウ) 調査研究業務の重点化					B	
◇ (2) 組織体制の合理化・強化			B			
□ ア 組織体制整備			8/8	B		
□ イ 要員の合理化				B		
□ ウ 技術専門職員の人材育成				B		
□ エ 飼養管理、飼料生産作業の外部化				B		
◇ (3) ガバナンスの強化・充実			B			
□ ア 内部統制の強化			12/12	B		
△ (ア) 効果的な統制環境の整備				10/10	B	
△ (イ) リスクの評価と迅速な対応					B	
△ (ウ) 相互けん制機能が確保された統制活動					B	
△ (エ) 情報と伝達					B	
△ (オ) モニタリングによる監視・評価・是正					B	

項目名	大 (◎)	中 (○)	小 (◇)	細 (□)	微 (△)	備考
<input type="checkbox"/> イ コンプライアンスの徹底				B		評価すべき事象(都道府県等からの協力依頼)が発生しなかったため、評価対象項目としなかった。
<input type="checkbox"/> ウ 監査の強化				B		
<input type="checkbox"/> エ 情報開示体制の確立				B		
<input type="checkbox"/> オ 人事配置の適正化				B		
<input type="checkbox"/> カ 事業の内部審査及び評価				B		
◇ (4) リスク管理の強化			C			
<input type="checkbox"/> ア 防疫対策の徹底			3/4	C		
<input type="checkbox"/> イ 保有遺伝資源のリスク分散				B		
<input type="checkbox"/> ウ 種畜等の受託管理				—		
◇ (5) 情報セキュリティ対策の強化				B		
<input type="checkbox"/> ア 情報システムの適正管理、情報セキュリティの確保			6/6	B		
<input type="checkbox"/> イ 規則の周知及び対策の教育				B		
<input type="checkbox"/> ウ 事故・不祥事の再発防止				B		
○ 3 経費の縮減及び自己収入の拡大		B				
◇ (1) 一般管理費・人件費等の削減・見直し				B		
<input type="checkbox"/> ア 一般管理費・業務経費			8/8	B		
<input type="checkbox"/> イ 財務分析				B		
<input type="checkbox"/> ウ 官民競争入札等の導入				B		
<input type="checkbox"/> エ 人件費				B		
◇ (2) 契約の点検・見直し		8/8		B		
<input type="checkbox"/> ア 経費の節減			6/6	B		
<input type="checkbox"/> イ 調査研究業務				B		
<input type="checkbox"/> ウ 法人契約				B		
◇ (3) 自己収入の拡大				B		
<input type="checkbox"/> ア 自己収入の拡大			4/4	B		
<input type="checkbox"/> イ 監査の実施				B		
◇ (4) 知的財産の管理				B		
◎ 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	B					
○ 1 家畜改良及び飼養管理の改善	16/16	B				
◇ (1) 乳用牛		17/18		B		
<input type="checkbox"/> ア 全国的な乳用牛の改良推進			24/24	B		
<input type="checkbox"/> イ 後代検定の推進				B		
<input type="checkbox"/> ウ 遺伝的能力の評価・公表				B		
<input type="checkbox"/> エ 総合指数				B		
<input type="checkbox"/> オ 評価手法の改善				B		
<input type="checkbox"/> カ ジャージー種の遺伝的能力の評価・公表				B		
<input type="checkbox"/> キ ブラウンスイス種の遺伝的能力評価				B		
<input type="checkbox"/> ク 優良な候補種雄牛等の生産・供給				B		
<input type="checkbox"/> ケ SNP情報の活用				B		
<input type="checkbox"/> コ 泌乳持続性に優れた改良用雌牛の作出				B		
<input type="checkbox"/> サ 泌乳能力に優れた改良用雌牛の生産				B		
<input type="checkbox"/> シ 候補種雄牛の待機業務終了				B		

項目名	大 (◎)	中 (○)	小 (◇)	細 (□)	微 (△)	備考
◇ (2) 肉用牛				B		
□ ア 全国的な肉用牛の改良推進			19/20	B		
□ イ 広域後代検定の推進				B		
□ ウ 肉用牛枝肉情報全国データベースによる情報提供				B		
□ エ 遺伝的能力の評価・公表				B		
□ オ 評価手法の改善				B		
□ カ 黒毛和種の多様性確保及び候補種雄牛等の生産・供給				B		
□ キ 増体性に優れた黒毛和種候補種雄牛の生産				B		
□ ク 黒毛和種における飼料利用性、早熟性等に関する検定手法の開発				B		
□ ケ 褐毛和種の多様性確保及び種畜の生産・供給				B		
□ コ 日本短角種の多様性確保及び育種改良素材の生産・供給				C		
◇ (3) 豚				B		
□ ア 全国的な豚の改良推進			12/12	B		
□ イ 遺伝的能力の評価の実施・公表				B		
□ ウ 評価手法の改善				B		
□ エ 雌系品種の繁殖性改良				B		
□ オ 雄系品種の肉質改良				B		
□ カ 実験用小型ブタの維持・供給				B		
◇ (4) 鶏				B		
□ ア 全国的な国産鶏の改良推進			15/14	B		
□ イ 種鶏開発の重点化				B		
□ ウ 卵用鶏の産卵性改良				B		
□ エ 卵用鶏の卵質改良				B		
□ オ 肉用鶏の増体性改良				A		
□ カ 肉用鶏の羽装改良				B		
□ キ 組合せ検定の実施				B		
◇ (5) 馬				B		
□ ア 全国的な馬改良の推進			12/12	B		
□ イ 農用馬の飼養管理技術及び繁殖技術の向上				B		
□ ウ 家畜人工授精技術の普及				B		
□ エ 農用馬の発育及び繁殖性の向上推進				B		
□ オ 純粋種農用馬の生産・供給				B		
□ カ 日本在来馬の保存支援				B		
◇ (6) めん羊・山羊				B		
□ ア 民間等への技術支援等			4/4	B		
□ イ 繁殖技術及び飼養管理技術の向上				B		
◇ (7) 家畜の飼養管理の改善				B		
□ ア 損耗率の低減、受胎率・育成率の向上			4/4	B		
□ イ 生産コスト縮減				B		
◇ (8) 家畜伝染性疾病に対するリスク管理の強化				C		
□ ア 防疫対策の徹底			3/4	C		
□ イ 保有遺伝資源のリスク分散				B		
◇ (9) 家畜の遺伝資源の保存				B		

項目名	大 (◎)	中 (○)	小 (◇)	細 (□)	微 (△)	備考
○ 2 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給		B				
◇ (1) 国内育成品種の種苗増殖		13/12	B			
◇ (2) 生産量の向上			A			
◇ (3) 飼料用稲種子の安定供給確保			B			
◇ (4) 地域適応性等の検定試験の実施			B			
◇ (5) 奨励品種選定試験結果等の情報提供			B			
◇ (6) 飼料作物の遺伝資源の保存			B			
○ 3 飼料作物の種苗の検査		B				
◇ (1) OECD種子制度等に基づく検査及び証明		4/4	B			
◇ (2) ISTA(国際種子検査協会)認定の維持			B			
○ 4 調査研究		B				
◇ (1) 育種改良関連技術		6/6	B			
□ ア 遺伝子解析情報を活用した育種手法			4/4	B		
□ イ 食肉の食味に関する評価手法				B		
◇ (2) 繁殖関連技術			B			
□ ア 優良な家畜の増殖の実現			4/4	B		
△ (ア) 肉用牛				4/4	B	
△ (イ) 豚					B	
□ イ 技術的支援の実施					B	
◇ (3) 飼養管理関連技術			B			
□ ア 放牧関連技術の改善				B		
□ イ 飼養管理技術に関する調査等の実施			8/8	B		
□ ウ 給与方法の改善				B		
□ エ 飼料管理技術の普及に向けた技術支援				B		
○ 5 講習及び指導		B				
◇ (1) 成果等の情報提供		6/6	B			
◇ (2) 技術の普及指導			B			
□ ア 家畜の飼養管理技術等の普及			16/16	B		
□ イ 酪農ヘルパー、畜産環境保全のための研修				B		
□ ウ 生産現場技術の研修				B		
□ エ 免許取得講習会の開催				B		
□ オ 中央畜産技術研修の実施				B		
□ カ 個別研修の受入れ				B		
□ キ 講師の派遣				B		
□ ク 研修施設の提供				B		
◇ (3) 海外技術協力			B			
□ ア ネットワークの構築によるニーズの的確な把握			6/6	B		
□ イ 専門家の派遣				-		評価の前提となる関係機関からの要請がなかったため、評価対象項目としなかった。
□ ウ 研修員の受入れ				B		
□ エ 人材育成				B		
○ 6 家畜改良増殖法に基づく検査等		B				
◇ (1) 種畜検査員の確保		12/12	B			
◇ (2) 立入検査員の確保			B			
◇ (3) 種畜検査の移管に係る協力・支援			B			
◇ (4) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査			B			
◇ (5) 種苗法に基づく検査員の確保			B			
◇ (6) カルタヘナ法に基づく立入検査等			-			評価すべき事象(大臣による検査命令)が発生しなかったため、評価対象項目としなかった。
◇ (7) カルタヘナ法に基づく検査員の確保			B			

項目名	大 (◎)	中 (○)	小 (◇)	細 (□)	微 (△)	備考
○ 7 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務		B				評価すべき事象(都道府県等からの協力依頼)が発生しなかったため、評価対象項目としなかった。
◇ (1) 事務の的確な実施		10/10	B			
□ ア 牛個体識別台帳の作成及び記録			14/14	B		
□ イ 牛個体識別台帳の記録の保存				B		
□ ウ 牛個体識別台帳の正確な記録の確保				B		
□ エ 修正の申出の受理				B		
□ オ 記録された事項の公表				B		
□ カ 各種届出の受理				B		
□ キ 個体識別番号の決定・通知				B		
◇ (2) 牛個体識別システムの利便性向上				B		
◇ (3) 牛個体識別情報の有効活用				B		
◇ (4) 緊急検索体制の構築				B		
◇ (5) 牛以外のトレーサビリティの導入支援				B		
○ 8 センターの人材・資源を活用した外部支援		B				
◇ (1) 口蹄疫等の家畜伝染病が発生した場合の緊急防疫対応		8/8	B			
◇ (2) 自然災害、家畜伝染性疾病等が発生した場合の家畜、乾牧草等の支援			B			
◇ (3) 種畜等の受託管理			—			
◇ (4) 技術開発への協力			B			
◇ (5) 委員会への協力			B			
◎ 第3 予算、収支計画及び資金計画	B					
1	10/10					
○ 2 財務内容の改善		B				
3						
○ 4 自己収入の確保		B				
◇ (1) 外部資金の獲得		4/4	B			
◇ (2) 自己収入の拡大			B			
○ 5 経費の削減		B				
○ 6 資産の管理		B				
◇ (1) 土地・建物等の有効活用		4/4	B			
◇ (2) 資産の貸付			B			
○ 7 経理の適正化		B				
◎ 第4 短期借入金の限度額	—					評価すべき事象(短期借入金)が発生しなかったため、評価対象項目としなかった。
◎ 第5 重要な財産の処分等に関する計画	B					
◎ 第6 剰余金の使途	—					剰余金の使途に充てる積立金が発生しなかったため、評価対象項目としなかった。

項目名	大 (◎)	中 (○)	小 (◇)	細 (□)	微 (△)	備考
◎ 第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	B					
○ 1 施設・設備の整備に関する計画	6/6	B				
○ 2 職員の人事等		B				
◇ (1) 人材の確保		8/8	B			
□ ア センター業務を担う人材の確保			8/8	B		
□ イ 積極的な人事交流				B		
□ ウ 人材の育成				B		
□ エ 要員の合理化				B		
◇ (2) 人事配置			B			
◇ (3) 人事管理			B			
□ ア 人事評価の適正化			4/4	B		
□ イ 経理の適正化				B		
◇ (4) 研修の実施			B			
□ ア 一般職の人材育成			4/4	B		
□ イ 技術専門職の人材育成				B		
○ 3 積立金の処分に関する事項		B				

独立行政法人家畜改良センターの平成27年度に係る業務の実績に関する評価の項目別評定総括表（その1）

中期計画（中期目標）	年度評価（※）					項目別 調書 頁数	備考
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
I. 業務運営の効率化に関する事項							
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	A	A	B	B	1	
1 業務対象の重点化	A	A	A	B	B	2	
（1）家畜の改良増殖業務の重点化	A	A	A	B	B	3	
ア 種畜供給の重点化	A	A	A	B	B	4	
（ア）乳用牛	A	A	A	B	B	5	
（イ）肉用牛	A	A	A	B	B	6	
（ウ）鶏	A	A	A	B	B	7	
（エ）馬、めん羊及び山羊	A	A	A	B	B	8	
イ 高度技術等の活用による家畜改良の実施	A	A	A	B	B	9	
ウ 多彩な家畜改良等の推進	A	A	A	B	B	10	
（2）飼料作物種苗の増殖業務	A	A	A	B	B	11	
ア 飼料作物種苗の増殖業務	A	A	A	B	B	12	
イ 役割分担の明確化	A	A	A	B	B	13	
2 業務運営の効率化及び組織体制の合理化	A	A	A	B	B	14	
（1）業務運営の効率化	A	A	A	B	B	15	
ア 家畜等の遺伝資源の活用	A	A	A	C	C	16	
（ア）家畜遺伝資源の活用	A	A	A	C	C	17	
（イ）飼料作物種苗遺伝資源の保存	A	A	A	B	B	18	
イ 人材の活用	A	A	A	B	B	19	
（ア）人事配置	A	A	A	B	B	20	
（イ）組織の合理化・業務遂行の効率化	A	A	A	B	B	21	
（ウ）人材の育成	A	A	A	B	B	22	
ウ 土地・建物等の有効活用	A	A	A	B	B	23	
エ 業務の進行管理	A	A	A	B	B	24	
オ 業務の重複の防止	A	A	A	B	B	25	
（ア）家畜改良増殖業務増殖業務の重点化	A	A	A	B	B	26	
（イ）飼料作物種苗増殖業務の重点化	A	A	A	B	B	27	
（ウ）調査研究業務の重点化	A	A	A	B	B	28	

中期計画（中期目標）	年度評価（※）					項目別 調書 頁数	備考
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
（2）組織体制の合理化・強化	A	A	A	B	B	29	
ア 組織体制整備	A	A	A	B	B	30	
イ 要員の合理化	A	A	A	B	B	31	
ウ 技術専門職員の人材育成	A	A	A	B	B	32	
エ 飼養管理、飼料生産作業の外部化	A	A	A	B	B	33	
（3）ガバナンスの強化・充実	A	A	A	B	B	34	
ア 内部統制の強化	A	A	A	B	B	35	
（ア）効果的な統制環境の整備	A	A	A	B	B	36	
（イ）リスクの評価と迅速な対応	A	A	A	B	B	37	
（ウ）相互けん制機能が確保された統制活動	A	A	A	B	B	38	
（エ）情報と伝達	A	A	A	B	B	39	
（オ）モニタリングによる監視・評価・是正	A	A	A	B	B	40	
イ コンプライアンスの徹底	A	A	A	B	B	41	
ウ 監査の強化	A	A	A	B	B	42	
エ 情報開示体制の確立	A	A	A	B	B	43	
オ 人事配置の適正化	A	A	A	B	B	44	
カ 事業の内部審査及び評価	A	A	A	B	B	45	
（4）リスク管理の強化	A	A	A	C	C	46	
ア 防疫対策の徹底	A	A	A	C	C	47	
イ 保有遺伝資源のリスク分散	A	A	A	B	B	48	
ウ 種畜等の受託管理	A	—	—	—	—	49	
（5）情報セキュリティ対策の強化	A	A	A	B	B	50	
ア 情報システムの適正管理、情報セキュリティの確保	A	A	A	B	B	51	
イ 規則の周知及び対策の教育	A	A	A	B	B	52	
ウ 事故・不祥事の再発防止	A	A	A	B	B	53	
3 経費の縮減及び自己収入の拡大	A	A	A	B	B	54	
（1）一般管理費・人件費等の削減・見直し	A	A	A	B	B	55	
ア 一般管理費・業務経費	A	A	A	B	B	56	
イ 財務分析	A	A	A	B	B	57	

※ 平成25年度までの評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A評定が標準。平成26年度以降の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B評定が標準。

独立行政法人家畜改良センターの平成27年度に係る業務の実績に関する評価の項目別評定総括表（その2）

中期計画（中期目標）	年度評価（※）					項目別 調書 頁数	備考
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
I. 業務運営の効率化に関する事項(続き)							
ウ 官民競争入札等の導入	A	A	A	B	B	58	
エ 人件費	A	A	A	B	B	59	
(2) 契約の点検・見直し	A	A	A	B	B	60	
ア 経費の節減	A	A	A	B	B	61	
イ 調査研究業務	A	A	A	B	B	62	
ウ 法人契約	A	A	A	B	B	63	
(3) 自己収入の拡大	A	A	A	B	B	64	
ア 自己収入の拡大	A	A	A	B	B	65	
イ 監査の実施	A	A	A	B	B	66	
(4) 知的財産の管理	A	A	A	B	B	67	
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	A	A	B	B	68	
1 家畜改良及び飼養管理の改善	A	A	A	B	B	69	
(1) 乳用牛	A	A	A	B	B	70	
ア 全国的な乳用牛の改良推進	A	A	A	B	B	71	
イ 後代検定の推進	A	A	A	B	B	72	
ウ 遺伝的能力の評価・公表	A	A	A	B	B	73	
エ 総合指数	A	A	A	B	B	74	
オ 評価手法の改善	A	A	A	B	B	75	
カ ジャージー種の遺伝的能力の評価・公表	A	A	A	B	B	76	
キ ブラウンスイス種の遺伝的能力評価	A	A	A	B	B	77	
ク 優良な候補種雄牛等の生産・供給	A	A	A	B	B	78	
ケ SNP情報の活用	A	A	A	B	B	79	

中期計画（中期目標）	年度評価（※）					項目別 調書 頁数	備考
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
コ 泌乳持続性に優れる改良用雌牛の作出	A	A	A	B	B	80	
サ 泌乳能力に優れる改良用雌牛の生産	A	A	A	A	B	81	
シ 候補種雄牛の待機業務終了	A	A	A	B	B	82	
(2) 肉用牛	A	A	A	B	B	83	
ア 全国的な肉用牛の改良推進	A	A	A	B	B	84	
イ 広域後代検定の推進	A	A	A	B	B	85	
ウ 肉用牛枝肉情報全国データベースによる情報提供	A	A	A	B	B	86	
エ 遺伝的能力の評価・公表	A	A	A	B	B	87	
オ 評価手法の改善	A	A	A	B	B	88	
カ 黒毛和種の多様性確保及び候補種雄牛等の生産・供給	A	A	A	B	B	89	
キ 増体性に優れる黒毛和種候補種雄牛の生産	A	A	A	B	B	90	
ク 黒毛和種における飼料利用性、早熟性等に関する検定手法の開発	A	A	A	B	B	91	
ケ 褐毛和種の多様性確保及び種畜の生産・供給	A	A	A	B	B	92	
コ 日本短角種の多様性確保及び育種改良素材の生産・供給	A	A	A	B	C	93	
(3) 豚	A	A	A	B	B	94	
ア 全国的な豚の改良推進	A	A	A	B	B	95	
イ 遺伝的能力の評価の実施・公表	A	A	A	B	B	96	
ウ 評価手法の改善	A	A	A	B	B	97	
エ 雌系品種の繁殖性改良	A	A	A	B	B	98	
オ 雄系品種の肉質改良	A	A	A	B	B	99	
カ 実験用小型ブタの維持・供給	A	A	A	B	B	100	
(4) 鶏	A	A	A	B	B	101	
ア 全国的な国産鶏の改良推進	A	A	A	B	B	102	
イ 種鶏開発の重点化	A	A	A	B	B	103	
ウ 卵用鶏の産卵性改良	A	A	A	B	B	104	

※ 平成25年度までの評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A評定が標準。平成26年度以降の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B評定が標準。

独立行政法人家畜改良センターの平成27年度に係る業務の実績に関する評価の項目別評定総括表（その3）

中期計画（中期目標）	年度評価（※）					項目別 調書 頁数	備考
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項(つづき)							
エ 卵用鶏の卵質改良	A	A	A	B	B	105	
オ 肉用鶏の増体性改良	A	A	A	A	A	106	
カ 肉用鶏の羽装改良	A	A	A	B	B	107	
キ 組合せ検定の実施	A	A	A	B	B	108	
(5) 馬	A	A	A	B	B	109	
ア 全国的な馬の改良の推進	A	A	A	B	B	110	
イ 農用馬の飼養管理技術及び繁殖技術の向上	A	A	A	B	B	111	
ウ 家畜人工授精技術の普及	A	A	A	B	B	112	
エ 農用馬の発育及び繁殖性の向上推進	A	A	A	B	B	113	
オ 純粋種農用馬の生産・供給	A	A	A	B	B	114	
カ 日本在来馬の保存支援	A	A	A	B	B	115	
(6) めん羊・山羊	A	A	A	B	B	116	
ア 民間等への技術支援等	A	A	A	B	B	117	
イ 繁殖技術及び飼養管理技術の向上	A	A	A	B	B	118	
(7) 家畜の飼養管理の改善	A	A	A	B	B	119	
ア 損耗率の低減、受胎率・育成率の向上	A	A	A	B	B	120	
イ 生産コスト縮減	A	A	A	B	B	121	
(8) 家畜伝染性疾病に対するリスク管理の強化	A	A	A	C	C	122	
ア 防疫対策の徹底	A	A	A	C	C	123	
イ 保有遺伝資源のリスク分散	A	A	A	B	B	124	
(9) 家畜の遺伝資源の保存	A	A	A	B	B	125	
2 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給	A	A	A	B	B	126	
(1) 国内育成品種の種苗増殖	A	A	A	B	B	127	
(2) 生産量の向上	A	A	A	B	A	128	
(3) 飼料用稲種子の安定供給確保	A	A	A	B	B	129	
(4) 地域適応性等の検定試験の実施	A	A	A	B	B	130	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書 頁数	備考
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
(5) 奨励品種選定試験結果等の情報提供	A	A	A	B	B	131	
(6) 飼料作物の遺伝資源の保存	A	A	A	B	B	132	
3 飼料作物の種苗の検査	A	A	A	B	B	133	
(1) OECD種子制度等に基づく検査及び証明	A	A	A	B	B	134	
(2) ISTA（国際種子検査協会）認定の維持	A	A	A	B	B	135	
4 調査研究	A	A	A	B	B	136	
(1) 育種改良関連技術	A	A	A	B	B	137	
ア 遺伝子解析情報を活用した育種手法	A	A	A	B	B	138	
イ 食肉の食味に関する評価手法	A	A	A	B	B	139	
(2) 繁殖関連技術	A	A	A	B	B	140	
ア 優良な家畜の増殖の実現	A	A	A	B	B	141	
(ア) 肉用牛	A	A	A	B	B	142	
(イ) 豚	A	A	A	B	B	143	
イ 技術的支援の実施	A	A	A	B	B	144	
(3) 飼養管理関連技術	A	A	A	B	B	145	
ア 放牧関連技術の改善	A	A	A	B	B	146	
イ 飼養管理技術に関する調査等の実施	A	A	A	B	B	147	
ウ 給与方法の改善	A	A	A	B	B	148	
エ 飼養管理技術の普及に向けた技術支援	A	A	A	B	B	149	
5 講習及び指導	A	A	A	B	B	150	
(1) 成果等の情報提供	A	A	A	B	B	151	
(2) 技術の普及指導	A	A	A	B	B	152	
ア 家畜の飼養管理技術等の普及	A	A	A	B	B	153	
イ 酪農ヘルパー、畜産環境保全のための研修	A	A	A	B	B	154	
ウ 生産現場技術の研修	A	A	A	B	B	155	
エ 免許取得講習会の開催	A	A	A	B	B	156	
オ 中央畜産技術研修の実施	A	A	A	B	B	157	
カ 個別研修の受入れ	A	A	A	B	B	158	

※ 平成25年度までの評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A評定が標準。平成26年度以降の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B評定が標準。

独立行政法人家畜改良センターの平成27年度に係る業務の実績に関する評価の項目別評定総括表（その4）

中期計画（中期目標）	年度評価（※）					項目別 調書 頁数	備考
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項(つづき)							
キ 講師の派遣	A	A	A	B	B	159	
ク 研修施設の提供	A	A	A	B	B	160	
(3) 海外技術協力	A	A	A	B	B	161	
ア ネットワークの構築によるニーズの的確な把握	A	A	A	B	B	162	
イ 専門家の派遣	A	A	A	B	—	163	
ウ 研修員の受入れ	A	A	A	B	B	164	
エ 人材育成	A	A	A	B	B	165	
6 家畜改良増殖法に基づく検査等	A	A	A	B	B	166	
(1) 種畜検査員の確保	A	A	A	B	B	167	
(2) 立入検査員の確保	A	A	A	B	B	168	
(3) 種畜検査の移管に係る協力・支援	A	A	A	B	B	169	
(4) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査	A	A	A	B	B	170	
(5) 種苗法に基づく検査員の確保	A	A	A	B	B	171	
(6) カルタヘナ法に基づく立入検査等	—	—	—	—	—	172	
(7) カルタヘナ法に基づく検査員の確保	A	A	A	B	B	173	
7 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務	A	A	A	B	B	174	
(1) 事務の的確な実施	A	A	A	B	B	175	
ア 牛個体識別台帳の作成及び記録	A	A	A	B	B	176	
イ 牛個体識別台帳の記録の保存	A	A	A	B	B	177	
ウ 牛個体識別台帳の正確な記録の確保	A	A	A	B	B	178	
エ 修正の申出の受理	A	A	A	B	B	179	
オ 記録された事項の公表	A	A	A	B	B	180	
カ 各種届出の受理	A	A	A	B	B	181	
キ 個体識別番号の決定・通知	A	A	A	B	B	182	
(2) 牛個体識別システムの利便性向上	A	A	A	B	B	183	
(3) 牛個体識別情報の有効活用	A	A	A	B	B	184	
(4) 緊急検索体制の構築	A	A	A	B	B	185	

中期計画（中期目標）	年度評価（※）					項目別 調書 頁数	備考
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
(5) 牛以外のトレーサビリティの導入支援	A	A	A	B	B	186	
8 センターの人材・資源を活用した外部支援	A	A	A	B	B	187	
(1) 口蹄疫等の家畜伝染病が発生した場合の緊急防疫対応	A	A	A	B	B	188	
(2) 自然災害、家畜伝染性疾病等が発生した場合の家畜、乾牧草等の支援	A	A	A	B	B	189	
(3) 種畜等の受託管理	A	—	—	—	—	190	
(4) 技術開発への協力	A	A	A	B	B	191	
(5) 委員会への協力	A	A	A	B	B	192	
III. 財務内容の改善に関する事項							
第3 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	B	B	193	
1～3 財務内容の改善	A	A	A	B	B	194	
4 自己収入の確保	A	A	A	B	B	195	
(1) 外部資金の獲得	A	A	A	B	B	196	
(2) 自己収入の拡大	A	A	A	B	B	197	
5 経費の削減	A	A	A	B	B	198	
6 資産の管理	A	A	A	B	B	199	
(1) 土地・建物等の有効活用	A	A	A	B	B	200	
(2) 資産の貸付	A	A	A	B	B	201	
7 経理の適正化	A	A	A	C	B	202	
第4 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	203	
第5 重要な財産処分等に関する計画	A	A	A	B	B	204	
第6 剰余金の使途	—	—	—	—	—	205	
IV. その他の事項							
第7 その他農林水産省令で定められる業務運営に関する事項	A	A	A	B	B	206	
1 施設・設備の整備に関する計画	A	A	A	B	B	207	
2 職員の人事等	A	A	A	B	B	208	
(1) 人材の確保	A	A	A	B	B	209	
ア センター業務を担う人材の確保	A	A	A	B	B	210	
イ 積極的な人事交流	A	A	A	B	B	211	
ウ 人材の育成	A	A	A	B	B	212	

※ 平成25年度までの評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A評定が標準。平成26年度以降の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B評定が標準。

独立行政法人家畜改良センターの平成27年度に係る業務の実績に関する評価の項目別評定総括表（その5）

中期計画（中期目標）	年度評価（※）					項目別 調書 頁数	備考
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
IV. その他の事項(つづき)							
エ 要員の合理化	A	A	A	B	B	213	
（2）人事配置	A	A	A	B	B	214	
（3）人事管理	A	A	A	C	B	215	
ア 人事評価の適正化	A	A	A	B	B	216	
イ 経理の適正化	A	A	A	C	B	217	
（4）研修の実施	A	A	A	B	B	218	
ア 一般職の人材育成	A	A	A	B	B	219	
イ 技術専門職の人材育成	A	A	A	B	B	220	
3 積立金の処分に関する事項	A	A	A	B	B	221	

※ 平成25年度までの評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A評定が標準。平成26年度以降の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B評定が標準。